

県議阿選挙長告示第 2 号

令和5年4月9日執行の新潟県議会議員一般選挙につき、阿賀野市選挙区においては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により投票を行わないこととなった。

令和5年3月31日

新潟県議会議員一般選挙 阿賀野市選挙区
選挙長 小林 壽 英